



- 目次 A【お知らせ】 最近の法改正等の情報
 : 景品表示法の改正
- B【シリーズ】 食品表示案内 第1講 追補
 : 名称の表示について
- C【コラム】 ちょっと深く、考える
 : 景品表示法セミナーを受講して

【最近の法改正等のお知らせ】 最近の気になる改正等の情報

◆「不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案」

成立日:令和5年5月10日 公布日:令和5年5月17日 施行日:公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日(一部を除く)

＜理由＞最近の状況に鑑み、一般消費者の利益の一層の保護を図るため、前に課徴金納付命令を受けたことがある事業者に対して課す課徴金の額を加算する措置、景品表示法第五条の規定等に違反する疑いのある事業者が疑いの理由となった行為に係る是正措置計画の認定を受けたときは当該行為について措置命令等の規定を適用しないこととする措置等を講ずる必要がある。

■ [主な改正事項]

1 事業者の自主的な取組の促進

● 確約手続の導入

- ・ 優良誤認表示等の疑いのある表示等をした事業者が是正措置計画を申請し、内閣総理大臣から認定を受けたときは、当該行為について、措置命令及び課徴金納付命令の適用を受けないこととすることで、迅速に問題を改善する制度の創設

2 違反行為に対する抑止力の強化

● 課徴金制度の見直し

- ・ 違反行為から遡り10年以内に課徴金納付命令を受けたことがある事業者に対し、課徴金の額を加算(1.5倍)する規定の新設

● 罰則規定の拡充

- ・ 優良誤認表示・有利誤認表示に対し、直罰(100万円以下の罰金)の新設

消費者庁HPから作成

※続きはPage 1-2 (会員) で記載しています。

《加工食品》

第1講 名称の表示について 【追補】

食品表示基準では「名称」は「その内容を表す一般的な名称を表示する。」とだけ記載している。抽象的な表現でよくわからない。そこで、通知の「食品表示基準について」でその解説をみる。通知によれば食品の名称は「その内容を的確に表現し、かつ社会通念上既に一般化したものを表示すること。」と説明されている。具体的な例示はなく、この説明でもよくわからない。

そこで、食品表示基準別表第4の個別食品における名称はどのようなものがあるのか調べてみる。抽象的な問には具体的な例をみるのがよいからだ。

ハム類を見てみよう。「骨付きハムにあつては「骨付きハム」と、ボンレスハムにあつては「ボンレスハム」と、ロースハムにあつては「ロースハム」と、ショルダーハムにあつては「ショルダーハム」と、ベリーハムにあつては「ベリーハム」と、ラックスハムにあつては「ラックスハム」と表示する。」と記載されている。ハム類の名称は単に「ハム」と表示することは不可なのである。ハムは後述の旧食品衛生法の名称の例示で、中分類として記載されてある名称だが、ここではハムを細分化したハムより下の小分類の分類名が一般的な名称とされている。

次に個別食品の農産物漬物をみてみよう。「たくあん漬けにあつては「たくあん漬」と、たくあん漬け以外の農産物ぬか漬け類にあつては「ぬか漬」と、ふくじん漬けにあつては「ふくじん漬」と、ふくじん漬け以外の農産物しょうゆ漬け類にあつては「しょうゆ漬」と、…」と記載されている。たくあん漬け以外のぬか漬け類の一般的な名称は単に「ぬか漬」とされている。たくあん漬けは別表第3の定義から「農産物ぬか漬け類のうち、干しあげ又は塩押しにより脱水しただいこんを漬けたものをいう。」であり農産物は大根であることがわかるが、大根以外の農産物は「ぬか漬」の文言からでは当該農産物はわからない。原材料名欄や商品名から、透明であれば包装を通して中身の農産物を見ろということだろうか。

※続きはPage 2-2～3（会員）で記載しています。

景品表示法セミナー（令和5年度） 一般社団法人 全国公正取引協議会連合会



■ [セミナーの内容]

1 全国公正取引協議会連合会(30分): 連合会の活動、景品表示法務検定の概要(参考問題の解説を含む)

⇒参考問題6問の解説あり。

2 消費者庁表示対策課(1時間30分): 景品表示法の概要(ステルスマーケティング告示の解説を含む)、最近の違反事例

⇒ ①法に書いていないことは自由なので、自由も守られている。

②不当な顧客誘引は消費者の時間を奪っている。機会ロス。

③景品類の制限・禁止は行政に委ねられている。

④有利誤認はお得と感ずること。

⑤単なる誤認⇒ふんそのなの感 著しく誤認⇒がっかりしたの感

⑥産地は伝票で判断できるが、効能性能は目に見えないので、立証責任は事業者にある。不実証広告規制

※ 解説はPage 3-2 (会員) で記載しています。

A Guide to Food Labelling, Kou

(編集後記) 年会員の会費で当HPが運用されています。年会員限定のサービスを希望される方は、お手数ですがお問い合わせフォームから、年会員(月にコーヒー1杯の価格相当分です)の登録をお願いいたします。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

会員の皆様には実務に役立つ定期機関紙をお送りしております。また、法令等の実務上のご質問も承ります。また、日頃の疑問点の判断資料として当コンサルをご利用くだされば幸甚です。実務上で困った時のご相談もお待ちしております。

2023年(令和5年)も実務に役立つ基本となる情報を発信してまいります。引き続きご覧くだされば幸甚です。

月刊 こう食品法令 【2023年 5月号】

善悪とはわれわれの内にあるもので、われわれの外にあるものにはないと考えている。
もし、私が病気について考えるべきことを考えていけば、どうしてそれがさらに私を害することがあるのか。むしろ、利益をあたえてくれるのではないだろうか。どうして私はさらに外的なものに善や悪を求めねばならないか。・・・
なによりもまず、自分を物事の奴隷にするのをやめなさい。
(エピクテス「人生談義 すべての外的なものから利益を得ることができること」(國方訳))

著作権法によりこう食品法令の事前の許可なしに複写・引用等の使用は禁止されています。